

横浜市立大学論叢

第58巻 人文科学系列 第1・2合併号

目 次

韓国キリスト教の歴史と特質についての考察	倉持和雄	… 1
アウシュヴィッツへの道 —「過去の克服」の世界的到達点の地平から—（1）	水岑三千輝	… 55
神的な神とその末裔（I） プラトン・ディオニュソス・チャタルホユックの神	三上真司	… 97
<i>Une violence du discours d'information : l'articulation de processus d'information et de catégorisation</i>	Fumiya ISHIKAWA	… 125
アメリカのリア王の選択：ジェーン・スマイリーの 「千エイカーズ」における人間と自然	西村明代	… 141
<i>John Brinckmans Märchennovelle Höger up (2)</i>	Bernd SCHACHT	… 159
奇跡譚の生成 —元仁宗期漢文文書におけるチベット仏教僧の造形—	乙坂智子	… 173

横浜市立大学学術研究会

アウシュヴィッツへの道 —「過去の克服」の世界的到達点の地平から—（1）

永 岑 三千輝

目 次

はじめに

第一章 ヒトラー・ナチス指導者の世界観・思想構造・戦略

1. ドイツ民族の「生存圏」拡大戦略

(1) ヒトラーの「わが闘争」と『統・わが闘争』

(2) 民族共同体の構築＝ヒトラー独裁体制確立と再軍備・四カ年計画

(3) ホスバッハ・メモに見る具体的な戦争計画

はじめに

最近、「靖国問題」をきっかけに戦争裁判、戦犯、戦争責任の問題があらためて脚光を浴びています。ニュルンベルク裁判や東京裁判は戦勝諸国による軍事裁判でした。そのため一方的な側面を持っていることは当時から指摘され、また、事后法による裁判などと批判されてきました。戦勝国による重大な戦争犯罪で裁かれていない事例はたくさんあります。米軍による大都市・住宅地域へのじゅうたん爆撃（1945年2月のドレスデン空襲や同年3月の東京大空襲が有名です）や、広島・長崎への原爆投下などあきらかに非人道的であり、戦争犯罪です。それらが裁かれてはいません¹。

¹ ジェノサイドと軍国主義とは不可分の関係にあり、たとえばベトナム戦争における米軍の非人道的軍事行動（枯葉剤作戦、ソンミ村事件など）も本来ならばきちんと裁かれるべきでしょう。もちろんソ連のアフガニスタン侵攻などに關しても改めて歴史科学的なメスが入れられるべきでしょう。世界には多くのジェノサイドがあり、手付かずの研究対象がたくさんあることも事実です。

しかし、世界でたくさんの人が犠牲になった戦争について、誰にも何も責任を問わないで平和な国際関係を作り出すことができたでしょうか。戦争は敵対する二つの陣営によって行われますが、そのいずれの側にどのような責任があったのかを明らかにしないで、戦後の秩序を構築できるでしょうか。平和な国際関係を作り出すためのひとつのあり方として、戦争の責任（罪）を裁判で証拠を持って明らかにするというのは理性的なやり方ではなかったでしょうか？

第一次世界大戦は列強による帝国主義戦争でした。そこではどちらの側も植民地の拡大と防衛、帝国の権益の拡大と防衛が目的とされました。ところが、第一次大戦の帰結として戦勝国（帝国主義国）が敗戦国（これも帝国主義国でしたが）に戦争責任を一方的に押し付け、天文的賠償金を課したことは、国民的大衆的に不当なものと感じられ、怒りを全国民的に沈潜させ、それがヒトラー台頭の主要な原因となりました¹。

第二次世界大戦は、帝国主義戦争の側面と反植民地・反帝国主義の戦争という側面とが複雑に混合していました。そのなかで、第一次大戦と同様に、敗戦国の国家・国民全体に対してだけ責任を押し付け、敗戦諸国にだけ戦争の負担を背負わせるというやり方は、二人目、三人目のヒ

¹この問題を考える参考文献として、さしあたり次のようなものを挙げておきます。洞富雄、藤原彰、本田勝一編『南京大虐殺の現場へ』朝日新聞社、1988年、栗原憲太郎、田中宏、三島憲一、広瀬清吾、望田幸男、山口定『戦争責任・戦後責任－日本とドイツはどう違うか』朝日新聞社、1994年、小田部雄次、林博史、山田朗『キーワード 日本の戦争犯罪』雄山閣、1995年、吉見義明、川田文子『「從軍慰安婦」をめぐる30のウソと真実』大月書店、1997年、俵義文『教科書攻撃の深層』学習の友社、1997年、笠原十九司『南京事件』岩波新書、1998年、「教科書に真実と自由を」連絡会編『いまなぜ戦争責任を問題にするのか』教育史料出版会、1998年。小菅信子『戦後和解－日本は〈過去〉から解き放たれるのか』（中公新書1804）、中央公論新社、2005年。

²日本は、ヨーロッパが戦争の泥沼でアジアに力を注げない状況下で、対華21か条要求を袁世凱政府に押し付け、戦後のヴェルサイユ講和条約でドイツ権益（山東省の権益など）を日本が手に入れることを国際的にも認めさせました。ヴェルサイユ条約、日本関係条款、第156条、第157条、第158条、外務省編『日本外交年表並主要文書』上巻、原書房、1965年。戦勝国による敗戦国への押しつけとしてのヴェルサイユ講和条約の帝国主義的性格がここにも現われています。中国民衆は日本の帝国主義政策に抗議する5・4運動を起こします。中国全権は講和条約調印式に出席しませんでした。

トラーと大規模な民族主義的大衆運動を生み出すことになるでしょう。その意味では、第二次大戦後は、米ソ二大陣営の対立から冷戦体制への移行という要因もありましたが、敗戦国に過酷な条件を長期にわたって課すというヴェルサイユ条約的な戦後体制とはなりませんでした。敗戦国の責任は、世界史的失敗を繰り返さない見地で、戦争（ただし侵略戦争）を計画し遂行した国家指導部の主要責任者を問うというスタンスとなりました。その罪の輕重を裁判で確定するというやり方は、国際連合の創立、世界経済の安定的発展のためのIMFの創設などとともに、ひとつつの合理的な方法ではなかったでしょうか。

裁かれたのは主要な責任者だけ、しかもだれを主要な責任者とするかでも戦勝国の判断・思惑があったという重大な問題もあります。日本に関していえば天皇の戦争責任の問題が、裁判においては不間に付されました。しかし、こうした国際軍事裁判のやり方には二つの世界大戦の相互連関とそこからの教訓が活かされていることも見ておく必要があるでしょう。

国際軍事裁判で問われた戦争犯罪（侵略戦争遂行のための共同の計画もしくは共同謀議への参加、平和に対する罪、人道に対する罪、通常の戦争犯罪）は、戦争直後の状況下ではたとえ敗戦国の「主要責任者」（連合国による選び出された主要戦犯、A級戦犯）に対してだけ追及されたとしても、それを裁くに当たって適用された基準は、何が侵略なのか、国際的な戦争犯罪なのかという基準ないし原理原則を明確にした点で、普遍的な意味を持つものです。

戦争が侵略戦争だったのかどうか、その侵略を計画したのは誰か、なぜか、どのような人々がどのように関わっていたのか、という問題は、歴史的真実を解明していくための設問としても、重要この上ない問題です。

歴史科学の見地からすれば、ニュルンベルク裁判や東京裁判で適用さ

れた普遍的な基準（問題設定）で戦勝国の行為をも検証することは可能ですし、必要なことです。歴史科学の法廷を開くのは、われわれ現代の人間です⁴。そのことによって地球上の平和的発展の素材を豊富にしていくこと、ジェノサイド防止のための諸手段を作り出していくこと、現在のわれわれができることはそうした予防歴史学の見地での真実の総体的な解明でしょう。

その前提として、改めてニュルンベルク裁判や東京裁判で明らかになったこと、否定しようもない事実群とそれらの相互関係をいま一度、忘却のかなたから呼び起こし、確認することは重要だと思われます⁵。

裁判の資料群は、連合国占領軍が押収した膨大な国家機関・政治組織の文書から選び抜かれました。戦争を遂行した主要人物・重要組織・中心諸機関の膨大な押収文書は、まさに歴史的真実を解明する上でも根本的に重要な一次史料です。ナチス・ドイツの主要戦犯裁判の重要証拠文書のうち公刊されたものだけで、18巻、1万ページほどになります⁶。しかし、どれだけの人が、第二次大戦の性格や問題点を検証しなおすた

⁴ドイツ人の手で行われたナチ裁判（アウシュヴィッツ裁判）を記念する研究所・フリッツ・バウアー研究所編『20世紀前半の大量殺害と戦争犯罪』という本では、南京事件も取り上げられています。これをみると、欧米も、「南京虐殺」、「慰安婦」問題をめぐる日本政府の態度に、批判的であることがわかります。Fritz Bauer Institut(Hrsg.), *Völkermord und Kriegsverbrechen in der ersten Hälfte des 20. Jahrhunderts*, Frankfurt a. M. 2004, S.9.日本における良心的歴史研究の成果が欧米言語に翻訳されてもっと発信される必要もあるようになりますが、諸外国の目に触れるのは日本政府の態度であります。政府（の態度、あるいは担当政党）を変えるのは、日本国民で、結局のところ日本人の現在の責任が問われています。

⁵ホロコースト理解において、ニュルンベルク裁判の果たした意義を強調する最近の研究、Donald Bloxham, *Genocide on Trial. War Crimes Trials and the Formation of Holocaust History and Memory*, 2001.

⁶細かくなりますが、公刊ページを数えてみたら、11,831ページでした。ニュルンベルク裁判の公式記録は全42巻で、そのうち第25巻から第42巻までの18巻が裁判で「証拠として」承認された党や国家諸機関の文書（一次史料）を中心とする文書群です。Der Prozess gegen die Hauptkriegsverbrecher vor dem Internationalen Militärgerichtshof, Nürnberg

めに、これら一次史料にアクセスし、格闘したでしょうか。第二次大戦中の重大な悲劇ホロコーストの論理と力学を解明するためにも、まだまだ上記の重要資料の入念な検討が必要だというのが、本小論の見地です。

戦争裁判で提出された国家機関・国家指導部の文書は、関係する人々の戦争との関わり、したがってまたその関わり方に応じた責任を多かれ少なかれ否定しようもなく明らかにしています。本稿は、限定的な問題視角からですが、改めてニュルンベルク裁判の記録・証拠文書に立ち返り、読み直し、現代に生き返らせることを目指したいと思います*。

最近、何回かヒトラー、第三帝国、第二次世界大戦とホロコースト（ユダヤ人大量虐殺）の関係について大学の集中講義や市民講座で話しました。この講義ノートをもとに、聴講者から出された疑問や意見を踏まえて、以下に「アウシュヴィッツへの道」をまとめます。そのためにニュルンベルク裁判で発掘された貴重な一次史料を検討しなおすことにします。その意味では、すでに研究書で明らかになっていることを紹介するのではなく、根本史料に立ち返って、問題を考え直すという作業とな

14. November 1945-1.Oktober 1946, Nürnberg, Deutschland 1947-1949, 42 Bde. 以下では、この完全写真リプリント版 *Der Nürnberger Prozeß gegen die Hauptkriegsverbrecher vom 14. November 1945-1.Oktober 1946*, Delphin Verlag GmbH, München und Zürich 1984, 1989（以下、*Der Nürnberger Prozeß*と略記する）、および1-24巻の議事録に関しては、そのCD-Rom版 *Der Nürnberger Prozeß: Das Protokoll des Prozesses gegen die Hauptkriegsverbrecher vor dem Internationalen Militärgerichtshof 14. November 1945 - 1. Oktober 1946*. Mit einer Einführung von Christian Zentner, 2. Ausgabe, Directmedia · Berlin 2000を利用します。裁判関連資料に関する概観は、永岑三千頃・木畑和子「ニュルンベルク裁判文書と若干のアルヒーフ史料について」「現代史研究」29, 1978年を参照してください。

*「ニュルンベルク裁判そのものに関しては、ウェルナー・マーザー『ニュルンベルク裁判＜ナチス戦犯はいかにして裁かれたか？』西義之訳、TBSブリタニカ、1979年、芝健介「ニュルンベルク裁判小考」「国学院雑誌」89巻4号、および東京裁判ハンドブック編集委員会（編集委員：住谷雄幸・赤澤史朗・内海愛子・幼方直吉・小田部雄次）編『東京裁判ハンドブック』青木書店、1989年、これに所収の芝健介「ニュルンベルク裁判」および、その文献リストを参照してください。

ります。分かっていることのたんなる紹介ではなく、むしろ、一次史料に立ち返ることで、これまでのホロコーストの見方・理解の仕方の批判的克服を目指すものです⁸。

ヒトラー・ナチスによる600万ほどのユダヤ人大量虐殺（ホロコースト）は、世界史的問題であり、20世紀世界の最大の問題のひとつです。それだけに、ヒトラーやホロコーストに関する書物は文字通り汗牛充棟です。気の遠くなるような数の書物が公刊されています⁹。ドイツのナチズム関連の研究文献リストだけで、2万点以上に達しています。日本でも阿部良男「ヒトラーをよむ3000冊」（刀水書房、1995年）という本が出版されています。その後の10年ほどの間に、毎年、本格的な研究書やすぐれた欧米の研究の翻訳書がたくさん出版されています。その細部についてはとうてい見渡すことができないといつてもいいでしょう。網羅的な歴史を書くことなど不可能です。

本書では、私の専門研究の到達点を踏まえ、問題を限定します。なぜアウシュヴィッツが第三帝国のユダヤ人大量虐殺のもっとも巨大で悪名高い施設となったのか、その「アウシュヴィッツへの道」を歴史的に理解するために直視しなければならない重要点は何かといった問題に的を絞ってみていきます。しかも、これまで「アウシュヴィッツへの道」を理解するうえで見落とされてきたと私が考える極要な点（論理と力学）

⁸その意味では、限定されたホロコーストという問題に関してですが、これまでに分かっていることの紹介に留まるものではなく、「人類の知的共有財産を増やすべく」努力する、「知の創造」を目指すということです。このスタンスに関連する一般的な学問論、アカデミズム論では、知的刺激材の豊かな高山博「ハード・アカデミズムの時代」講談社、1998年を紹介しておきます。

⁹良質の概説書として、マイケル・ペーレンバウム「ホロコースト全史」芝健介・日本語版監修、創元社、1996年、マイケル・R・マラス「ホロコースト＜歴史的考察＞」長田浩彰訳、時事通信社、1996をあげておきましょう。また、ウォルター・ラカーリ『ホロコースト大事典』井上茂子、木畑和子、芝健介、長田浩彰、永岑三千鷗、原田一美、望田幸男訳、柏書房、2003年はホロコースト百科のようなものです。古典的大著の翻訳としては、「ヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅」上・下、望田幸男・原田一美・井上茂子訳、柏書房、1997年があります。

を中心にします。

結論を先に言えば、まず第一に、19世紀末から20世紀前半を支配した帝国主義・植民地主義の世界的争覇戦のなかに、したがってまた反帝国主義・反植民地主義の世界的な闘いのなかに、アウシュヴィッツの問題も位置づけるべきだということになります。結果的には戦勝国となつた英米仏、オランダ、ベルギーなどの帝国主義・植民地主義も世界的争覇戦の重要な原因だったことはいうまでもありません。本論の見地は、戦勝国側の論理と力学も、戦争の悲劇の重要な要因として俎上に載せるという見地です。

第二に、第三帝国の、そしてユダヤ人の「アウシュヴィッツへの道」において決定的に重要な歴史的事実は、ヒトラー・ナチスの膨張政策の帰結として開始された独ソ戦です。スターリンを頂点とするボルシェヴィキがソ連国家の中枢に居たこと、そのソ連国家への攻撃だったこと、これが重要です。この世界史上最大の侵略戦争と死闘が泥沼化・総力戦化し、しかもドイツが敗退に追い込まれたということ、これがユダヤ人の悲劇にとって決定的です。

第三に、独ソ戦で第三帝国最初の危機を迎えた1941年12月、日本の真珠湾攻撃を転機として、ヒトラーはアメリカ合衆国に宣戦布告しました。ヒトラーと第三帝国はそれまでのヨーロッパ戦争から、文字通りの世界大戦に突入しました。いまやそれは、第一次大戦以上の過酷な総力戦とならざるをえませんでした。ヨーロッパ全域で民衆をドイツの戦争努力に統合していく必要性は、その統合の物的・精神的条件が敗退によつて失われていくに応じて、イデオロギー的に過激化せざるを得ません。これらの諸要因こそが、ポーランドの6つの絶滅収容所（その最大のものがアウシュヴィッツですが）におけるユダヤ人大量殺害をもたらしたのです。

現代ドイツのもっとも著名な世界的哲学者ユルゲン・ハーバーマスは、

アウシュヴィッツでは「今までだれも想像すらしなかった何ものかが起った」といいます¹⁰。しかし、350万ものドイツ国防軍、受けて立つ450万のソ連軍とが広大なロシアの長大な戦線で激闘を繰り広げている現場の状況、それぞれの国家・軍・治安機関のおかれた状態と戦場の人々の状況、特に撃退されるドイツ国家指導部とドイツ国防軍、ドイツ治安機関の直面した状態は、世界史上で始めてのことではなかったでしょうか。そこではだれも想像すらしなかったことが起きていたのではないかでしょうか。本書はその点を検討しようとするものです。

独ソ戦から世界大戦へ、その敗退へ、そして総力戦における死闘の全過程を直接指導したのは、いうまでもなくヒトラーです。なぜヒトラーはソ連侵略を行ったのでしょうか。彼の基本戦略の検討が必要になります。

ヒトラーはドイツ国家・ドイツ国民を率いる最高責任者であり、ドイツ全軍の最高司令官でもあります。正規軍同士の正面衝突での勝利に責任を持つとともに、後方地域、占領地域全体についても責任を持ちます。ヒトラーにもっとも忠誠度の高い組織がヒムラー率いる親衛隊であり、ヒムラーはドイツ警察長官・ドイツ民族強化全権としてヒトラー・ナチ党が目指す世界に冠たるドイツの建設において中核的役割を担います。ヒムラー、その部下のハイドリヒの思想と行動の検討が必要になります。

官僚組織、経済界、軍部¹¹も、ヒトラーの指導のもとに結集します。その指導の下でナチ党員大衆、ナチ党関連の青少年組織、婦人組織を始めとして、社会生活のあらゆる分野で組織されたナチ党分派組織が大衆

¹⁰ ソール・フリードランダー編上村忠男・小沢弘明・岩崎稔訳『アウシュヴィツと表象の限界』未来社、1994年、17ページ。

¹¹ 軍人、国防軍の動向に関して詳しく述べて古典的名著J.ウィーラー＝ベネット『国防軍とヒトラー I・II』山口定訳、みすず書房、1961（新装版2002年）を参照してください。10万人に削減されていた国防軍が何倍にも増えることは、昇進・給与等経済条件の向上・名譽・名声などと結びつき、軍人たちのヒトラー支持を固めます。しかし、何のための軍事力増強か、根本問題はそこにあります。軍人の一人一人はヒトラーの思想体系・政策体系・戦略を正確に検討したでしょうか？

的国民的な扱い手となりました。なぜ、ヒトラーがそのように大衆的国民的支持をえたのか、ヒトラーの世界観・思想構造はどのようになっていたのか¹²。こうしたことをまず「第一章 ヒトラー・ナチズムの世界観・思想構造・戦略」で確認します¹³。

¹²この点ですぐれた概説書は、イアン・カーショー『ヒトラー 権力の本質』石田勇治訳、白水社、1999年です。

¹³すぐれた概説書として、エバーハルト・イエッケル『ヒトラーの世界観—支配の構想—』滝田俊訳、南窓社、1991年があります。ただし、民族膨張・領土拡大政策とユダヤ人絶滅をヒトラーの世界観の二つの柱とする点が、私とは違います。

本論で見るようには、私は民族膨張・領土拡大政策とそのイデオロギー的正当化としての人種主義という捉え方です。その人種主義の一構成要素に反ユダヤ主義が位置づけられているという見方です。ヒトラーの人種主義は、ドイツ民族・アーリア人種の優位と支配の正当化の体系であり、ユダヤ人排除だけではなく、周辺諸民族・スラヴ諸民族などの支配を正当化するものです。「ユダヤ人絶滅」は、二つの目標の一つ、二つの柱の一つとして位置づけられるべきものではなく、その人種主義的領土拡大政策の失敗の中で行われたものにすぎない、と見るのが私の見地です。

米ソ二次大陣営の冷戦体制（東西ドイツの分断状態）が崩壊するなど考えられなかった当時の制約をうけながらも、ヨーロッパ統合が前進している現実をみながら、かなり刺激的見解を示して刊行（1978年）当時ベストセラーとなつたセバスチャン・ハフナー『ヒトラーとは何か』（赤羽龍夫訳、草思社、1979年）は、イエッケルの「二つの基本目標」説を取り入れながら、それらの相互関係については「ヒトラーは最初から二つのまったく違った目標を追求していた」（120ページ）としています。

「二つのまったく違った目標」というところに、ハフナーの捉え方の特徴があります。

しかし、それらは、基軸戦略とそのための手段というの相互関係にあります。民族帝国主義の基本目標とその正当化のためのイデオロギー体系・実現のための手段体系と捉えるべきだというのが私の見地です。詳しくは、拙稿「第三帝国の国家と経済—ヒトラーの思想構造に即して—」遠藤輝明編『国家と経済—フランス・ディリジスムの研究』東京大学出版会、1982年を見てください。

ハフナーは上の捉え方から、ヒトラーが「ユダヤ人に対して最も重い罪を犯した」といいます（上掲邦訳、97ページ）。しかし、犠牲となったユダヤ人は、約600万人です。ヒトラーの侵略を受けたソ連の犠牲者だけでも2000万人以上です（最近では2500万ともいわれます）。「ユダヤ的ボルシェヴィズム」の殲滅を掲げてドイツがソ連侵略を開始した1941年6月からの最初の半年で、ソ連人捕虜は335万人ほど、そのうち200万人ほどが死亡しています。この段階では、ユダヤ人の犠牲者はまだ50万人ほどとされます。拙著「ドイツ第三帝国のソ連占領政策と民衆 1941-1942」同文館、1994年、225ページ、「表4-6 ソ連人戦時捕虜の収容、労働配置と餓死・病死」を参照してください。ユダヤ人が、特にポーランドのユダヤ人が200万人ほど絶滅収容所で殺されることになるのは、1942年です。

ユダヤ人の悲劇の展開は、ドイツおよびドイツ占領下の民衆、ドイツの攻撃を受けた国々の民衆の累進的に増大する被害の閾数であり、ソ連とヨーロッパ全般で次第に力を増す反ドイツ抵抗圧力の閾数もあります。そうした諸抵抗をそらすイデオロギー的武器として、反ドイツ諸圧力の増大ごとに、ユダヤ人抹殺が進展した、ということが重要です。これが、「アウシュヴィッツへの道」を見て行く私のスタンスです。

この見地からすれば、ユダヤ人という「無数の害のない人間を殺させた」のは、ヒトラーの「個人的な満足のため」という見方は誤りです。また、次の見方も誤りです。「ヒトラーの特別な点は、国家的理由からしてそうする必要がまったくなく、その口実すらないときでも、想像できないほどの規模で人を殺した」(上掲邦訳、149ページ)というのには、ヒトラーの言説、それを受け止めたヒムラー、ハイドリヒなどホロコースト推進主体・機関の論理と行動の力学を見ないものです。ドイツ占領地域の民衆統合の手段として、反ユダヤ主義と実際のユダヤ人迫害、「移送」があったのです。

ヒトラーが「人殺しとしてではなく、解放者として登場していたら、政治的にはあるいは勝てるかもしれない」(同上)というのも、歴史的推移を無視した見方です。ソ連に攻め込んだ当初だけ、ユダヤ＝ボルシェヴィキの圧制からの「解放者として登場」できたに過ぎませんでしたが、それは本来、占領支配を基軸戦略とする以上、本質的な意味で欺瞞でした。

ハフナーは、「ヒトラーの大量殺戮は戦争中に行われたが、それは決して戦争行為ではなかった」といいますが、正規軍同士の戦いが現代戦争ではありません。占領支配者に対するバルチサンやさまざまの抵抗運動との戦いもまた、現代戦・総力戦としての第二次大戦の重要な構成要素です。したがって、ホロコーストという「この大量殺戮は戦争とは何の関係もなく、つねに彼の個人的欲求だったのだともいえる」というのは、誤りです。ヒトラーの言説とホロコーストの推進主体の言説、そして実際の展開の現場を見てみれば、ハフナー説の誤りが分かります。拙著『独ソ戦とホロコースト』日本経済評論社、2001年、同『ホロコーストの力学－独ソ戦・世界大戦・総力戦の弁証法』青木書店、2003年。

ハフナーが、ユダヤ人大量殺戮だけをヒトラー固有の犯罪として別格の位置に置くのは、ニュルンベルク裁判で裁かれた戦争犯罪の多くが、戦勝国も行ったものだったとするからです。しかし、「ユダヤ＝ボルシェヴィズム」、「ユダヤ国際金融資本」といったヒトラーの敵概念が示すのは、敵国の一部だけが敵であって、それ以外の人々とは利益とともにできる、融和できるという見地、従って敵国の多くの人々をも引き付けるための概念装置です。その意味では、戦勝国が、ヒトラー、ヒムラー、ゲッベルスなど指導者とナチス、ゲシュタポ、親衛隊、ナチ党などの組織を犯罪人・犯罪組織として別格扱いすることと共通する操作（民衆統合の装置）があります。

ハフナーは、「戦争が主権国家からなる世界ではさけられず、…制度としての戦争を廃絶する唯一の方法は世界国家であろう」とします。しかし、その「世界国家への道はおそらく世界征服戦争に成功する以外にはないだろう」と、実に悲観的な見地です。それは、国際連盟や国際連合のような制度が「戦争を廃絶しないことは、はっきりしている」と悲観するスタンスもあります（同、154-155ページ）。

1970年代の終わりごろ、まだ冷戦体制の厳しい現実があった頃の発想です。

その後、冷戦体制は崩壊し、EUのような地域統合、そうした地域統合を土台にした世界国家（地球国家）、世界政府（地球政府）を求める方向性こそ、さまざまの逆流現象を乗り越えながら、次第に大きくなっているのではないでしょうか。

ハフナーは、「1941年12月の数日の間に、ヒトラーは自分がそもそも最初から追求してきた二つの互いに相入れない目標、ドイツの世界支配とユダヤ人の皆殺しとのどちらを探るかについて最終的決定を下した」としますが、42年以降のヒトラーの総力戦敗退における戦争指導（ヒトラー自身が陸軍最高司令官も兼務します）を無視したものです。1942年以降、彼の戦略は、「意図した大量虐殺を遂行する時間を稼ぎ、彼のいけにえとなる人々のいる空間を維持するため」（上掲邦訳、171-172ページ）というのには、戦後の、ヒトラー敗北の結果を知ったうえでの強引な、転倒した解釈だといえましょう。

その転倒性は、「ヒトラーのために最大級の被害を受けたのは、ドイツである」という

ヒトラーの「わが闘争」（邦訳・角川文庫）はわが国ではひそかなベストセラーであり、紙型磨滅により新版が出版されるほどです。最近邦訳された「第二の書」¹⁴（あるいは「統・わが闘争」）¹⁵とともに、核心部分をみておく必要があります。世界強国の建設・東方大帝国建設の構想、そのためのドイツ国民・民族の統合の総合的戦略がその核心をなします¹⁶。これを当時の世界の状況の中に位置づけて見ておくことがホロコースト理解の基本的的前提となります。そして、ヒトラーに従う幹部たちの思想構造も見ておく必要があります。

世界強国・東方大帝国建設、そのためのソ連侵略に先立つのは、ドイツ本国周辺諸国の編入・併合・征服です。ヨーロッパにおける領土拡大政策の最終段階がソ連征服です。しかし、このソ連征服の戦争こそは、それまでの電撃戦戦略が挫折する段階です。ここにいたってドイツの人的物的被害は甚大となります。したがってまた第三帝国が支配し征服したヨーロッパ諸国人々の生活も困窮の度を強めます。そのことは翻って反ドイツ機運・抵抗運動の高揚へと導きます。それら総体的な反ドイツ勢力の強化こそは、ヒトラー第三帝国を追い詰めます。

しかし、強大な軍事力と警察力をもつたヒトラー・ナチ党はそうした反撃に対抗しつつ、政治的・軍事的・経済的な苦境を社会のもっとも弱い部分に転嫁してしまおうとします。その対象となったのがヒトラー・ナチズムによって諸悪の根源とされたユダヤ人でした。まさにソ連東欧な

主張にもあります（同、175ページ）。「ドイツ人もヒトラーに多大な人命の犠牲を捧げた。それは7百万以上で、ユダヤ人やポーランド人より多く、それより多くの血を流したのはロシア人だけである」というのは、侵略の側と非侵略の側の違いを無視した「被害」の抽象的な性格付けではないでしょうか。

排外的民族主義、排外的ナショナリズムは、諸民族・諸国家が生存する地球上においては、原理的にも、実際にも45年3月19日の「ネロ命令」が示すように自民族への「裏切り」となるものであることを考えさせる点で、ハフナーの議論は批判的に読み直す価値があります。

¹⁴アドルフ・ヒトラー『第二の書』立木勝訳、成甲書房、2004年。

¹⁵アドルフ・ヒトラー『統・わが闘争』平野一郎訳、角川文庫、2005年。

¹⁶詳しくは、前掲拙稿（1982）を見てください。

どの何百万ものユダヤ人は、こうした巨大な対抗・敵対の状況と場でヒトラー・ヒムラーの足下にいたのです。俗説では、「ユダヤ人は、ユダヤ人であるという理由だけで虐殺された」などといわれますが、事はそんなに簡単なものではありません。「理由」は多次元的多層的に洗いなおす必要があります。

ドイツの電撃戦勝利の段階では、「ユダヤ人問題」解決の道として、あるときはポーランドの総督府東南地域、あるときはフランス領植民地マダガスカル島、あるときはシベリアあるいはベラルーシといった地域への移送が構想されました¹⁰。しかし、独ソ戦の展開、ヒトラー・ドイツの敗退の始まりで東方・ソ連地域への移住政策は非現実的となります。絶滅政策が選び取られることになります。この過程を取り扱うのが「第二章 独ソ戦の展開とユダヤ人問題」です。私がもっとも専門的に実証研究をおこなったところであり¹¹、本書の中心となる章であって、それだけに他の章よりも説明が詳しくなります。

真珠湾攻撃を契機として文字どおりのグローバルな連合国対枢軸の対抗軸が形成されます。この二大陣営の軍事的政治的激突が決定づけたのは、ポーランド・ユダヤ人をはじめとする西欧諸国のユダヤ人の「移送」(ただし絶滅収容所・ガス室への「移送」)でした。そのためのナチ国家主要官庁間の調整会議が開催されたのは、1942年1月20日です。これがヴァンゼー会議です。この会議とその後の本格的な絶滅収容所建設、それに続くアウシュヴィッツ(ビルケナウ)の火葬場建設、その利用の史的展開を整理することで、アウシュヴィッツの意味も捉えることができます。これを第3章で見て行きます。

¹⁰ ゲット・アリー『最終解決－民族移動とヨーロッパのユダヤ人殺害』山本尤・三島憲一訳、法政大学出版局、1998年。

¹¹ 指著『ドイツ第三帝國のソ連占領政策—1941～1942』同文館、1994年、同『独ソ戦とホロコースト』日本經濟評論社、2001年、同『ホロコーストの力学—独ソ戦・世界大戦・総力戦の弁証法』青木書店、2003年。

独ソ戦から世界大戦への展開過程において、アウシュヴィッツを見るという見地は、ソ連東欧崩壊後の世界が可能にしたものです。少なくとも私の場合、ソ連崩壊直前にモスクワとその周辺の戦争記念施設を見学し、帰国直後にソ連が崩壊したことが、第三帝国のソ連占領政策を直視する上で、決定的に重要でした。欧米の最新の歴史研究の成果も、ソ連東欧の崩壊で解き放たれたさまざまな研究の自由の上に成り立っています。

ソ連を成立させたのが第一次大戦とその帰結であり、ソ連の強大化・世界強国化の媒介となったのが独ソ戦であったとすれば、第二次大戦後の世界強国ソ連とその衛星諸国の内部からの崩壊をもたらした冷戦体制下の人類の営みのなかに「過去の克服」があったと見るべきでしょう。

しかし、21世紀初頭の人類は核軍事力の拡散問題、エネルギー問題、地球環境破壊の問題、世界的な移民問題をはじめ、グローバルな危機に直面しています。なかでも原子爆弾とその脅威こそは、第二次大戦が生み出したものであり、その意味では「過去の克服」も中途半端であること、乗り越えられるべき課題としてわれわれの前にあるのはいうまでもありません。こうした現代の到達点を見据え、自覚化するためにも、歴史の検討が求められるでしょう。

第1章 ヒトラー・ナチス指導者の世界観・思想構造・戦略

1. ドイツ民族の「生存圏」拡大戦略

(1) ヒトラーの「わが闘争」と「統・わが闘争」

ヒトラーが公刊した「わが闘争」はあまりにも有名です。しかし、世界戦争と第三帝国ドイツの敗北までを踏まえたうえで、そして戦後冷戦体制の成立とその解体という世界史的な変化を踏まえて、どれだけの人

がこの本の内容を検討し世界史の中に適切に位置づけているでしょうか。たしかにこの本の基本的主張は、すでに第三帝国の敗北というかたちで世界の人びとによって政治的軍事的に批判され否定されました。しかし、どのような点が否定されたのでしょうか。なぜ否定されなければならなかつたのでしょうか。世界の人びとを反撃に立ち上がらせたのはどのような内容だったのでしょうか。戦後世界、そして現在の世界は、ヒトラーの論理や思想を克服しているでしょうか。ヒトラーの主張・手法には現在の世界で噴出する排外的なナショナリズムと重なり合うところはないでしょうか。「アウシュヴィッツへの道」は、実はルワンダやスエダンなどの悲劇、現在の中東の問題と重なり合うところがあるのではないかでしょうか。

そうしたことを考えるには、まさにヒトラーの世界観・理念・政策・目標の基本的内容そのものを検討する必要があります。その核心をなすのは、端的に言えば、人種義的民族主義、人種主義的帝国主義の体系です。人種差別は現在でもあるのではないでしょうか。民族主義や帝国主義はどうでしょうか。ヒトラーに固有のこととはなんでしょうか¹⁹。

ヒトラーは第一次世界大戦の「敗北の克服」を目指しました。ドイツ領土の拡大、とくに東方への領土拡大と世界強国建設を基本的目標としました。現在の世界で見られるナショナリズムは、さすがに世界強国建設や世界支配を掲げるものはないようですが、どうでしょうか。しかし、そうしたことは明言しないでも、世界中に基地を張り巡らし、世界の憲兵として行動するアメリカの一極支配は、新しい形の世界支配ではないでしょうか。

¹⁹ヒトラーの思想内容の実に多くのことが、当時の右翼諸政党の思想、普通の人々の考え方と重なり合っていました。ヴェルサイユ条約への敵意、その履行への敵意、共和国への敵意、マルクス主義をはじめとする左翼への敵意などなどです。したがって一方で、ヒトラーの思想内容の多くが右翼的保守的国民大衆の考え方と共通項=共鳴要因をたくさんもっていたことを確認し、他方で、どこが違うのかをより分け、検出する作業が必要となります。

ヒトラーの基本的目標は自分の「民族のため」のものでした。自分の民族を第一にし、大切にするという民族主義は、現在の世界の紛争でもみられることではないでしょうか。ユーゴスラヴィアの解体過程で出現した血みどろの内戦は、セルビア人、クロアチア人、スロヴェニア人、モンテネグロ人、マケドニア人などのナショナリズム・民族主義の過激化・衝突ではなかったでしょうか。

ヒトラーの民族主義も「民族」の大義を掲げ、自分の民族を至上・至高のものと位置づける自民族至上主義です。ヒトラーの場合、その裏面として必然的に他民族抑圧を正当化する構造になっています。一言でいえば、民族帝国主義ということができます。他民族に対する抑圧・支配と他民族の生存する地域にドイツ領土を拡大することを人種論で正当化します。人種の階層秩序を主張し、人種には優等なものと劣等なものがあるとします。この階層的な人種の存在が、優秀な民族・人種による劣等な民族・人種の支配を正当化するのだとします。

ゲツ・アリは『ヒトラーの民族国家－略奪・人種戦争と国民的社会主义』（2005年）で、ヒトラーとナチズムが「ドイツ民族の内部では最高度の民族共同体」を実現しようとし、「外部に対しては絶対的な支配の観点」²⁰を押し出しているとしていますが、まさにそのとおりです。

ヒトラーが率いた党の正式名称は、国民社会主義ドイツ労働者党です²¹。一見すると左翼政党のようですが、その反対の極右政党です。ヒトラーとナチズムの「社会主义」は、「国民的」、「民族的」なものです。資本

²⁰ Götz Aly, *Hitlers Volksstaat. Raub, Rassenkrieg und nationaler Sozialismus*, Frankfurt a.M. 2005, S.28.

²¹ Nationalsozialistische Deutsche Arbeiterpartei(NSDAP)がドイツ語正式名称です。ナチ(Nazi)、複数形のナチス(Nazis)は、蔑称として左翼などから付けられた略称です。Nationalは普通のドイツ語辞書や高校世界史教科書などでは国家と言う訳語が与えられています。しかし、「わが闘争」、「統・わが闘争」などでヒトラーは国家は国民・民族のための手段に過ぎないとしています。その場合の国家は、Staatです。NationとStaatを区別する必要があります。手段・機関を党の正式名称にすると解釈するのは問題でしょう。国民、あるいは民族と訳すのが基本的主張に合致しています。専門の歴史研究者はほとんど国民社会主义ドイツ労働者党と訳しています。

主義に対する社会主義ではありません。自国民と自民族を第一とするものです。自分の属する国・地域・人びと・民族を愛することそれ自体は地球上のすべての人々に多かれ少なかれあることでしょう。しかし、ヒトラー、ナチズムの場合は、他民族・他国を自民族・自国と同列に置かず、ドイツ民族を第一とし、他民族を下に置く主義・主張です。その意味で排外的ナショナリズムの理念と政策体系です。

ヒトラーは小学校時代からドイツ主義＝ドイツ民族主義を吸い込み、国際主義に反対するドイツ・ナショナリズムの信条・思想を固めています。国の内部、民族の内部では、すなわちナショナルなレベルでは仲良く団結し共同体としてまとまって、その団結・統合力をもって世界へ押し出し、必然的結果として周辺地域を支配しようとするものです。防衛的ナショナリズムではなく膨張的ナショナリズムです。劣等とみなされ、支配されることになる周辺の諸民族・諸国家がこれを理念の上でも現実にも受け入れるはずがありません。その意味では、原理的には、少なくとも支配される世界の人々には受け入れられない思想・理念・基本目標です。

なぜ、ヒトラーは周辺諸国の支配、東方への領土拡張を必要だとし、正当化するのでしょうか。その点はベストセラーの「わが闘争」で述べられています。第一次大戦は、ヒトラーからすればドイツ主義の「自由の闘い」でした。第一次世界大戦、すなわち「1914年から1918年までの巨大な民族間の格闘は、ドイツ民族が地球上での自己の存在をかけての格闘に過ぎなかった」のです。敗北したため、ヴェルサイユ条約で領土は割譲され、植民地も喪失し、天文学的賠償金を課せられます。それは敗者に戦争の責任と負担を負わせようとするものでした。それはホブソンのいう「悪しき平和」でした²。

ヒトラーは、この「悪しき平和」を覆すのは大義だとします。「力が正

² J. A.ホブソン『帝国主義』矢内原忠男訳、岩波文庫、上、11ページ、1938年版への序文。

義だと。しかし、どのように覆すのか。帝国主義そのものを否定する覆し方もあります。それは第二次世界大戦の結果として世界的公理となったやり方です。しかし、ヒトラーはそうではありません。

ヒトラーは、敗北した帝国主義国ドイツが、ふたたび勝者の帝国主義国になることを基本目標とします。「ドイツ民族は世界強国となることによってのみ自己の将来を擁護することができる」と。ドイツは、その意味でのドイツ主義の「自由のための闘い」によって「新しい土地」を獲得しなければなりません。「領土を民族人口に調和させる」。「国境は人間によって作られ、そして人間によって変えられる」。「力の中にだけしか権利は存在しない」と。第一次大戦の主要敗因の一つがイギリス（そしてアメリカ）と戦争になったことであり、その轍を踏まないためには大英帝国と衝突する海外領土の拡大を目指してはいけないということになります。「われわれが今日ヨーロッパで新しい領土について語る場合、第一にロシアとそれに従属する周辺国家が思いつかれるに過ぎない」と、ドイツ領土拡大の唯一の可能性は東方にあるのだとします。

この東方領土拡大の正当化の論理は、非公刊の『統・わが闘争』でさらに露骨に述べられます。これはアメリカ占領軍の没収したナチ関係文書の中から発見され、欧米では60年代に公刊されて広く『第二の書』として知られていたものです。

ヒトラーは、「私はまた社会主義者である。私には階級も地位も関係ない。私の目に入るのは、血で結ばれ、言語を同じくし、同じ普遍的運命の手に委ねられている人間たちがつくるあの共同体の姿なのだ」といいます。ヒトラーにおいて、「社会」は、民族の内部に留まります。民族の内部の階級の違いや対立を否定し、共同体としての民族、民族共同体のイデオロギーを主張します。

そして、その民族の人口増加が基本目標となります。「人間が民族の

アドルフ・ヒトラー『統・わが闘争』平野一郎訳、角川文庫、2004年、87ページ。

将来を確実に推測できるのは、唯一この人口増加によってのみなのだ」と。「人口増加は、生存圏の増大すなわち生存圏の拡大によってのみ解決される」、「民族の全生存闘争とは、増加しつつある人口に対し、その一般的食糧確保への前提条件であるそれに必要なだけの土地を確保することについてのみ成立する」と。そのためには、「闘争を行う決意と、血を投入することを必要とする」のであり、「戦争は民族に大地を与えてきた」とします。こうしてヒトラーにとって、戦争による領土拡大は「神聖なる権利」でありました²⁴。

しかも、彼によれば「今日の世界的規模での領土配分は、偏ったやり方」でした。「力のある民族は、この権利を拡大して、その領土を人口にあわせて拡大するための方法を見つけようとする」のが当然だというわけです²⁵。経済力は問題を解決しないとします。なぜなら「今日の世界における販売市場には限りがある。…」しかも、新しくアメリカ合衆国や日本が世界市場に台頭して、販売市場をめぐる競争は激化を辿っている。市場をめぐる競争は深刻となり、「この闘争の第一の武器が互いに競争相手を負かそうとするための品物の価格設定や品質だとしても、しかし最後の武器はここでも武力ということになる」とします。それゆえ、「民族が必要とするのは武器」であり、「領土獲得は常に、武力をこれに投入することによって達成される」のであって、「政治とは、ある民族が生存闘争を実行していく上での技術」だということになります²⁶。

それでは、こうした基本目標・基本戦略とユダヤ人の迫害や追放を必要とし正当化する論理とはどのような関係になっているでしょうか。単純に言えば、ヒトラーからすれば、彼の意味での基本目標達成の阻害要因・敵対要因のすべては結局のところユダヤ人・ユダヤ民族に行きつくのです。

²⁴同上、34 - 37 ページ。

²⁵同上、39 ページ。

²⁶同上、49 - 53 ページ。

ヒトラーによれば、ドイツ民族の繁栄と利益を危うくし、ドイツ主義、ドイツ民族主義を妨害し、ドイツの世界強国への道を阻害し敵対する諸要因・諸勢力がすべてユダヤ人・ユダヤ民族に「還元できる」のです。ヒトラーは、ユダヤ人・ユダヤ民族をそのように理念化しているわけです。しかも、彼からすれば、「ユダヤ人は宗教共同体ではない」のです。宗教ならば、場合によっては宗教を変えれば（キリスト教徒になれば）一緒にやっていけます。しかし、ユダヤ人・ユダヤ民族はその宗教的観念を変えても、血の上で一緒にはなれないことになります。つまり、ドイツ民族と同化できないということになります。「民族と人種」は変えることができない血のつながりによるというわけです。ドイツ、そしてヨーロッパからユダヤ人を排除する以外にないというのは、このような人種主義的民族主義の論理によります。

その「ユダヤ人の生存闘争の最終目的は、生産的活動を行っている諸民族を奴隸とするところにある。…ユダヤ人の世界闘争はそれゆえに常に血なまぐさいボルシェヴィズム化で終わるであろう。すなわち、内実は、民族と結びついている当該民族独自の精神的指導層の破壊である。それにより、指導者をなくした人間たちの支配者にユダヤ人自身が上ることができるのである。…ユダヤ人は、市民的な精神支配を破壊する潜在力を新興の肉体労働者の第四階級に見出すのである。…マルクシズムがボルシェヴィズム革命の精神的父親となる。それがテロの武器である。ユダヤ人はその武器をいまや情け容赦なく冷酷に使用している」と²⁷。このようにして反ユダヤ主義と反マルクス主義・反ボルシェヴィズムが結合されています。

一方で、ヨーロッパ諸国の緊張の原因を「領土不足」にありとしながら、従ってヒトラー流の膨張主義・領土拡張の欲望こそが他の帝国主義諸国の膨張主義とぶつかって緊張の基礎にあるわけですが、その緊張関係を

²⁷ 同上、329～333ページ。

あおり世界戦争をけしかけるのはユダヤ人だとします。すなわち、「ヨーロッパ諸民族の緊張関係は、ほとんどの場合、領土不足の結果として表れているのであるが、ユダヤ人は計画的に世界大戦をけしかけ、この緊張を自分に自分に有利につくしている」²⁸というのです。

ユダヤ人がどうして「領土不足」の責任を負わされるのかは理解不可能ですが、こうして世界戦争の責任もユダヤ人にありというわけです。この断定の仕方、還元の仕方にヒトラー流反ユダヤ主義の真髓があります。それは最終的には、ユダヤ人絶滅政策の正当化の論理ともなります。

(2) 民族共同体の構築＝ヒトラー独裁体制確立と再軍備・四カ年計画

ヒトラーは世界経済恐慌下の政治経済不安定化を跳躍版として中道から右の選挙民大衆に支持を拡大して第一党の座を手に入れ、紆余曲折の末ですが、ついに右派連合としての連合政府で政治権力を握りました。しかし、「わが闘争」や「統・わが闘争」で示した「世界観的に確定した、統一的な基礎を築くこと」、「民族統一体を鍛錬し強化する」という国内基盤の確立は自由な選挙ではおぼつかないものでした。

1932年7月選挙で最高の得票をえたときでも、得票率は37.3%にすぎなかったのです。しかも同年11月選挙では得票率はむしろ減少し、33.1%となりました²⁹。このことはドイツ国民の名譽のために改めて確認し強調しておかなければなりません。多数政党制の民主主義制度がなお機能している限り、ドイツ国民はヒトラー、ナチ党を圧勝などさせなかったからです。むしろドイツ共産党、ドイツ社会民主党、中央党をはじめとする非ナチ・反ナチ諸政党の得票率が、ナチ党以外の保守中道と

²⁸ 同上、334ページ。

²⁹ *A Documentary Reader Nazism 1919-1945*, Vol.1: *The Rise to Power 1919-1934*, edited by J. Noakes and G. Pridham, University of Exeter Press 2000, p.83.

あわせてですが、ナチ党よりも多かったのです³⁰。

だからこそ、ヒトラーは政権掌握後すぐに国会を解散し、1933年3月5日の選挙で圧倒的勝利を勝ち取る必要がありました。彼は、「今後10年、いやおそらくは100年を決定するような偉大なときだ」として、選挙戦に「灼熱のエネルギーを注ぎ」ました。ゲーリングも今度の選挙は「今後、10年以内は、しかしおそらくは100年間にわたって最後の選挙となるはずだ」としました³¹。

どうしたらそんなことが可能でしょうか。全国民の関心を引くとてつもなく衝撃的な事件を引き起こし、国民、民族、国家の敵対者によるものとすることです。そして、ヒトラー・ナチ党を国民、民族、国家の救済者として演出することです。その事件は敵対する政党を犯罪者として、警察力によって、つぶす口実として最適のものでなければなりません³²。それにはどうしたらいいでしょうか。そのために引き起こされたのが1933年2月27日の国会放火事件です。「大々的な不意打ち」を求めるヒトラーの気持ちを汲んだゲッベルスとプロイセン警察を握るゲーリングが関与していたとされます。国会内でオランダ人ヴァン・デア・ルッペが逮捕され、共犯とされる4名の共産主義者が起訴されました。現場で犯人として逮捕されたルッペは死刑に処されました。裁判では共犯者と

³⁰ しかしまた、1932年4月の全ドイツを挙げての大統領選挙で、85歳のヒンデンブルク（背後の政党としてはカトリック中央党、社会民主党、労働組合並びにユダヤ人達の混合勢力）の1900万票、テールマンの300万票にたいして、ヒトラーが右翼勢力を結集して1300万票を獲得したことの重みは、たいへんなものです。政権掌握後の荒っぽい政策と行動の背後にあった広大な右翼的民衆のヒトラー支持は、ワイマール末期の政治的闘いでヒトラー、ナチ党が勝ち取っていたものです。ウィーラー＝ベネット、前掲、I、217・218ページ。

³¹ Nürnberger Dok.203-D, *Der Nürnberger Prozeß*, Bd.11, S.47f.

³² ヒトラーは、1942年11月、スターリングラード戦の死闘、総力戦の泥沼で、アフリカ戦線で攻勢を取る（北アフリカへの連合軍の上陸）連合国に対して、呆然とするドイツ世論の気持ちを引き締める目的で演説を行いますが、そのとき、1932年からの権力掌握過程について言及し、「暴力」で達成したと露骨に述べています。「国内の敵に対して、平和的に合意できないなら、暴力（ゲヴァルト）をお望みだ。それならいま、これをくれてやるといった。国内の敵は、こうして取り除かれた」と。Max Domarus, *Hitler. Reden 1932 bis 1945*, Leonberg 1973, Bd.4, S.1932f.

された人々は有罪が立証されませんでした。ニュルンベルク裁判におけるギゼヴィウス²⁴証言では、放火はゲッペルスがベルリンの突撃隊旅団長カール・エルンストと企てた計画的なものでした。小さな民家に放火するのとはわけが違う、短時間に巨大な建物全体に火が回るようにするため、爆薬専門家しか知らないチンキ剤を利用したもので、実行部隊は10人の突撃隊員でした²⁵。

「ナチズム・エンサイクロペディア」(2000年)によれば、「ナチ党の関与」も立証されていないということですが、権力犯罪の立証がナチ政権誕生直後に発生した問題ではとりわけ困難なのは必然かもしれません。反逆罪を口実とするレーム廃清事件はどうでしょうか²⁶。ポーランド攻撃を半年ほど前から準備し、攻撃日と予定した日に戦争を始めるためにはどうしたでしょうか。国際関係の緊張は、相手があることであり、日時まで指定することはできません。そこで、陰謀をめぐらし、ポーランド軍の制服を偽装し、親衛隊員にそれを着させ、国境のグライヴィツ放送局を襲撃させ、総攻撃を開始しました。関東軍による張作霖爆破事件を見ても分かるように謀略が幾多の戦争のきっかけを作り出します。国会炎上（国会放火）事件も、目的のためには手段を選ばないヒトラーとその取り巻きの数々の謀略事件と関わらせて見ていく必要があるでしょう²⁷。ギゼヴィウス証言によれば、放火に関与した突撃隊員はレ

²⁴ ドイツ国家人民党という右派政党に属し、鉄兜団に所属していました。1933年7月に法学の国家試験に合格し、プロイセン行政当局に応募し、最初の職場として政治警察に配属されました。それは当時新設された秘密国家警察（ゲシュタポ）に入ることを意味しました。内部から、「犯卵者を保護する警察」、「犯卵のもみ消し」、それ以上に犯罪を直接鼓舞するのが警察の仕事だ、と言うような警察」の実態を見ていたのであり、左翼弾圧や突撃隊幕僚長レームの廃清事件、それに国会放火事件の犯人の暗殺を追跡していたのです。ゲシュタポの建物は巨大だったが逮捕者の数が多すぎて収容できず、強制収容所が作られた経過もつぶさに見ています。Der Nürnberger Prozeß, Bd. 12, S. 186 ff.

²⁵ Der Nürnberger Prozeß, Bd. 12, S. 276 ff.

²⁶ Der Nürnberger Prozeß, Bd. 12, S. 276 ff. ギゼヴィウスは、不在者が一揆の参加者としてまきこまれていることも証言しています。

²⁷ ヒトラーは、1930年9月の国防軍内ナチ将校の反逆罪をめぐる裁判で、一方では国内的に合法路線・選挙闘争で権力を掌握することを宣言しつつ、他方では、ヴェルサイユ条約

ーム肃清事件などで殺され、その一人であったラルという「悪名高い刑事犯」は裁判所に情報を提供してかえって暗殺され、変死体で発見されています。ギゼヴィウスはこのラルの暗殺事件をきっかけに、国会放火事件の真相を知ったとしています³⁷。

ともあれ、はっきりしていることは、この事件が「ボルシェヴィキのテロ活動」とはじめから断定され、放火事件翌日には閣議を経て「民族と国家を防衛する大統領令」が発布されたことです。ヒトラー政権は、ワイマール憲法の保障する基本的な政治的権利を停止し、非常事態を理由とする警察の暴力行為、違法行為を「合法化」しました³⁸。

こうして圧倒的に有利な選挙戦としたにもかかわらず、3月5日選挙で、ナチ党の得票率は43.9%に留まりました。国会でヒトラー政府が議会から全権委任法を手に入れるためには、またもや社会民主党議員への威嚇・排除など強制力が必要でした。こうして、ナチ党以外の諸政党を強制的「自発的」な解散に追い込んでいき、「民族共同体」を代表する民族政党、「民族統一体」の代表としてのナチ党を確立していきます。

同時に、再軍備はヒトラーにとって最初から明確な課題でした³⁹。再軍備の迅速な進展は、ヒトラー・ナチ党指導部とクルップや大化学企業イ・ゲ・アルベン社など財界の双方の利害・思惑が一致する中で実現しました。ヒトラーと財界代表は、国会放火事件の一週間前、2月20日に

を「ドイツに無理やり押し付けられたもの」で法ではないとし、この条約との違いにおいては、「世間一般の目から見て非合法な手段であっても用いるつもり」と公言し、それが「国民革命」としました。その「国民革命」の成功の晩には、「1918年11月の事件についての報復がなされることを約束する」と明言しています。ウィーラー＝ペネットによれば、これは世界中のすべての国でセンセーションを巻き起こしたとされます。前掲、I、201 - 202ページ。

³⁷ *Der Nürnberger Prozeß*, Bd. 12, S. 276 ff.

³⁸ Reichstagsbrand, *Enzyklopädie des Nationalsozialismus*, hrsg. von Wolfgang Benz, Hermann Graml und Hermann Weiß, 2. Ausgabe, Directmedia, Berlin 2000. *Der Nürnberger Prozeß*, Bd. 12, S. 186 ff.

³⁹ 1933年4月最初の閣議でもその方針を明確にしますが、この点、およびその後の軍備増強における多年度計画の実態は大島通義「総力戦時代のドイツ再軍備」同文館、1996年が詳細に解説しています。

会談しています。彼は「自由主義は社会民主党の先駆者だ」というビスマルクの言葉を引用し、「民主主義の時代には私経済は維持できない」とします。経済や文化の領域で積極的なもの、よいもの、価値豊富なものが創造されるのはすべて人格に基づいている、そうしたものは、淘汰を勝ち抜いたものへの賜物だとします。コミュニズムは「人間生活の原始的形態」であり、自然状態にあればあるほど人の業績は似通っており、同類となるとします。そして、「国防軍創出の問題はジュネーブではなくてドイツ国内で決定される。それは内的な平穏により内的に力ができれば実現できる。内的な平穏はマルクス主義が片付けられて初めて可能だ」といいます。そして、ここでも、3月選挙を「今後10年、いや100年間、最後の選挙とする」と約束します。この演説に共鳴して、財界人はヒトラー・ナチ党に巨額の献金をしました⁶。

この会議を設定し、ヒトラー・ナチ指導部と財界を結びつける上で保守派銀行家シャハトの果たした役割も重要でした。シャハトはすでに1932年7月にフォン・パーベン首相に退陣を求め、ヒトラーを首相にするよう迫りました。11月には財界人の署名を集めてまわり、ヒトラーの首相任命を工作し、ヒトラーにその働きを伝えていました⁷。政権誕生前後のこうした貢献により、33年3月にシャハトはライヒスバンクの総裁に任命されます。中央銀行の総裁であるシャハトが、秘密再軍備のための軍需金融の手段を繰り出します。メフォ手形というものです。それは「金属材料研究所」という名目上の会社が軍需発注し、支払をこの会社の手形（略称メフォ手形）で行いました。このメフォ手形はライヒスバンクで再割引可能とされ、政府保証が与えられたものでした。この手

⁶ Dok.203-D. Ansprache Hitlers vor etwa 25 Industriellen am 20. Februar 1933, *Der Nürnberger Prozess*, Bd. 35, S.42-48.

⁷ *Der Nürnberger Prozess*, Bd.1, S.387ff. ワイマール末期の経済界の動きとヒトラー・ナチ党指導部との関係については、栗原優「ナチズム体制の成立—ワイマール共和国の崩壊と経済界」ミネルヴァ書房、1981年を参照してください。

形は秘密保持のためライヒスバンクのバランスシートにも国家予算の項目にも上げられないものでした。これが1938年4月1日まで発行されました。総額120億ライヒスマルクに上りました¹²。この後はメフォ手形によらない軍備拡張がすすめられることになります。1933年から37年までの軍事支出は、ライヒスマルクで19億、41億、60億、108億、117億ですから¹³、政権初期の秘密再軍備期の軍事支出の大きな割合がメフォ手形で支払われたということになるでしょう。ヒトラーや軍部がシャハトの「貨幣創造」の金融技術に感謝するのは当然でした¹⁴。

軍需に景気回復の刺激を求める重化学工業界、強力な独裁体制による政治的安定と軍事力再建を求めるシャハトや軍部とヒトラーの領土拡大政策はかならずしも一致するわけではありません。いやむしろはじめから基本戦略として武力を基にした領土拡大政策（東方への「生存圏」拡大、東方大帝国建設）を追求しようというヒトラーの姿勢がはっきりすればするほど、シャハトや軍部との対立も表面化します。その対立ごとにヒトラーは軍事力による問題解決の方向にいっそう大きな一步を踏み出します。ヒトラーに対立するものは、たとえ軍最高幹部でも切り捨てられ（フォン・プロンベルクやフォン・フリッチの解任）、遠ざけられ、従順なものがその地位に置かれます。あるいは、経済大臣、ライヒスバンク総裁を解任されたシャハトのように、飾りの地位（無任所大臣）にすえられます。軍部の中にはヒトラー暗殺しかないと計画を練り始めるものもいますが、ヒトラーが国民的人気・大衆的支持、巨大なナチ党とその分派組織をバックにしていることから、実行には踏み出せません。ヒトラーに代わる国民統合の代表者が軍部にはいません。

軍需主導の回復が引き起こした原料不足、食糧不足、外貨不足をヒト

¹² *Der Nürnberger Prozess*, Bd. 2, S. 263 ff.

¹³ *A Documentary Reader Nazism 1919-1945*, Vol.2: *State, Economy and Society 1933-1939*, edited by J. Noakes and G. Pridham, University of Exeter Press 2000, p.104.

¹⁴ *Der Nürnberger Prozeß*, Bd. 2, S. 263 ff.

ラーは国内原料資源の開発によって乗り切ろうとします⁴⁵。それが1936年9月党大会で公表した四カ年計画です⁴⁶。それはアウタルキー（自給自足）政策ですが、自給がそれ自体として目的であるのでも当面の外貨不足を克服するための一時的な方策でもありません。ヒトラーがベルヒテスガーデンの山荘で8月に書いた秘密覚書が示すように、戦時に海上封鎖されても耐えられる生産体制の構築が基本的目的でした。つまり戦時を予想した自給体制、戦争による領土拡大政策を前提とした自給体制の構築が目指されたのです⁴⁷。

この秘密覚書でも、「わが闘争」以来の基本戦略、東方大帝国建設が「生存闘争」の目標として述べられます。「マルクス主義とユダヤ民族」との戦いはソ連攻撃の大義名分です。しかし、それは抽象的なイデオロギーのための闘いではありません。ドイツの領土拡大政策＝東方大帝国の建設こそは、まさにソ連との戦いでこそ実現すべきものなのです。世界ボルシェヴィズムとのこのドイツの闘いには、いまや防共協定を結んだ日本とイタリアが加わるとされています⁴⁸。

⁴⁵ それに示唆を与えたのは、合成ガソリン、合成ゴムの新しいプラントの建設に多額の設備を投資してきたイ・ゲ・ファルベン社でした。経営最高指導部の人々は、自分の企業の投資分野を開拓するに当たって、ヒトラーに希望を託し、ナチ党に献金してヒトラーと結びついたのですが、ヒトラーの基本戦略をきちんと検討したでしょうか。この会社は、クルップ・コンツェルン、フリック・コンツェルンとともに軍需企業の代表として、ニュルンベルク裁判（主要戦犯に対する連合国軍事裁判の後、アメリカが単独で行った継続裁判）で最高経営指導部の人々が裁判にかけられました。Cf. *Trials of War Criminals before the Nuremberg Military Tribunals under Control Council Law No. 10 ("Green Series") October 1946–April 1949, 15 vols.* Washington, D.C. 1949–1952. この裁判記録、その検察側証拠資料は、歴史研究の一次史料として、ナチ体制下の国家と企業の関係を探求する出発点となるものです。

⁴⁶ Dieter Petzina, *Autarkiepolitik im Dritten Reich. Der nationalsozialistische Vierjahresplan*, Stuttgart 1968. 大野英二「現代ドイツ社会史研究序説」岩波書店、1982年。

⁴⁷ 具体的にどのような「成果」をあげたかについて、1942年春、四カ年計画庁がまとめた秘密報告書があります。次の拙稿を参照してください。「電撃戦から総力戦への転換期における四ヶ年計画 一ドイツ戦争経済の一局面」（一）・（二）【経済学季報（立正大学）】第38巻第2号、第3号、1988年10月、12月。

⁴⁸ ヒトラーは折に触れて同盟国日本に言及しますが、日本へのナチスの影響に関する最近の研究としては、つきのものがあります。柳澤治「ナチス経済思想と日本でのその受容」明治大学政治経済学部創設百周年記念叢書刊行委員会編「ヨーロッパ 伝統・現状・行方」

すでに中国への侵略を拡大している日本、エチオピアへの侵略を遂行するイタリアは、ヒトラーの論理を正当化します。ドイツ経済界の任務は、民族の「自己主張のため」の前提条件を作り出すことであるとされます。ドイツ経済力の限界と領土の狭さを考えれば、ドイツ民族の生存の最終的確立は「生存圏の拡大、原料食糧基盤の拡大」によってのみ可能だとします。従って、こうした軍事的戦略に経済界は奉仕すべきだということになります。「民族は経済や経済指導者、経済理論や金融理論のために生存しているのではない。金融と経済、経済指導者とすべての理論はもっぱらわが民族の自己主張の闘いのために奉仕すべきなのだ」とします。したがって、いかに割高でも燃料、合成ゴム、鉄鉱石などにおいて自給政策を実現すべきであり、こうした政策に反対するもの、あるいは抵抗するものは、「国民的自己主張の意識的な妨害者」であり、死刑をもって処罰されるべきものだと恫喝します。そして、軍と経済は4ヵ年以内に「出動可能」で「戦争可能」となっていなければならぬとしています。

（3）ホスバッハ・メモに見る具体的な戦争計画

ヒトラーのドイツ帝国膨張の論理は、これまでに見てきたように19世紀末から第一次世界大戦において世界を支配した論理でした。それは、第一次大戦の帰結としてのヴェルサイユ体制における当時の世界の列強（英、仏、オランダ、ベルギー、イタリア、日本など）の領土・植民

御茶の水書房、2006年、同「ナチス期ドイツの経済政策思想と日本への影響—経済新体制確立要綱を中心に—」「明治大学社会科学研究所紀要」第44巻第2号、2006年3月。「広域経済圏」やアウタルキー体制に関しては、その内容・実現手段、ヒトラーの議論との重なり合いと違いが論者によって異なります。その点に関しては、柳澤治「資本主義発達史の巡録と断絶—西欧的発展とドイツ」日本経済評論社、2006年、「第4章 資本主義転化の歴史認識—歴史派経済学の場合—」の「2 リスト協会・社会政策学会の動向とナチス体制」、「4 アウタルキー化・広域経済圏に関する議論」などを参照してください。

◦ W.Treue, Hitlers Denkschrift zum Vierjahresplan 1936, in: *Vierteljahrsschriften für Zeitgeschichte*, Jg.3(1955), S.184ff.

地・権益の維持・拡大・再獲得の論理と対抗のなかで鍛えられ、再確認され、正当化されたものでした。その意味では、当時の世界の帝国主義・植民地主義に共通に見られる論理が基本にあります。

ヒトラーとナチズムだけを世界の大きな潮流から隔絶した人物や主義主張と見るのは間違いだということです。19世紀末葉に生まれ、第一次大戦の大義を信じたヒトラーも時代の子、ただし、帝国主義の潮流の子でした。

それではヒトラーの独自性はどこにあるでしょうか。彼は第一次大戦のときブレスト・リトフスク講和で実現したかに見えた東方への領土拡大が革命・敗戦で無に帰したことを踏まえます。しかし、領土拡大という戦略を追求し続けます。捲土重来、はるかに大規模な形で生存圏拡大を追求します。しかも、いまや第一次大戦の悲劇のなかで誕生したソ連、この「マルクス主義とユダヤ民族」が支配するソ連を征服することで実現しようと構想します。基本戦略の対象となったのがソ連地域であり、そのソ連がヒトラーの観念連合において「マルクス主義とユダヤ民族」の支配する国だったという現実こそは、後のホロコーストの展開にとって決定的に大きな要因となります。

戦争準備の「四ヵ年計画」が始まって一年ほど、東方領土拡大への侵略計画のさらなる具体化を示すものとして有名なのが1937年11月5日の会議におけるヒトラー発言です。ヒトラーはここでチェコとオーストリアを手に入れる戦略を表明します。戦争大臣フォン・プロンベルク、陸軍最高司令官フォン・フリッチ、海軍最高司令官レーダー、空軍最高司令官ゲーリング、外務大臣フォン・ノイラートを前にして語ります²⁰。

ヒトラーは、「他の国なら閣議で話すべき対象だが、問題の重要性からして閣議のような大きな場では取り上げない」内容、そのような極秘の重大事項として話し始めました。ここで丁寧に見ていくうとする一次

²⁰ Der Nürnberger Prozeß, Bd. 2, S. 296 ff.

史料（ホスバッハ・メモ）は、この秘密の内容を参謀本部の本部長でヒトラーの国防軍副官であったホスバッハが記録したものです⁵¹。

ヒトラーは会議の冒頭、いまから述べることは熟慮を重ねた結果であり、政権の座についてからの4年半の経験を踏まえたものだとします。それは、この会議に列する軍と外交の最高幹部に外交政策の発展の可能性と必要性の「根本的な考え方」を説くものでありました。しかも、その内容は長期的な視野でのドイツの政治のためのものであって、自分が仮に死んだ場合、「遺言と見なしてほしい」ものだと位置づけました。

何が遺言に値する長期的な政治目標なのでしょうか。

メモによれば、「ドイツの政治の目標は民族大衆の安全と維持であり、民族の増加である。したがって、空間（領土）が重要となる」と。ドイツ民族は8500万人以上であり、人間の数とヨーロッパにおける定住空間のまとめりは他の諸国では見られないほどの堅固な人種の核を意味し、また他の諸民族以上に「大きな生存圏への権利」を内包しているとします。この人種的核にふさわしくない政治的結果が領土問題で現存する。それは何百年もの歴史的発展の結果だ。これが統ければ「現在の水準でのドイツ民族の維持すら最大限の危険に」曝されている、などとします。

ヒトラーの結論は、はっきりしています。すなわち、「ドイツの未来はもっぱらラウムノート（領土不足）の解決によって条件づけられており、その解決は必然的にこの先1世代から3世代のあいだにのみ追求できるのだ」と。

彼は領土不足の具体的解決計画に立ち入る前に、ありうべき反論、この会議の時点までに示された異論を片付けるべく、「アウタルキーの道」や「世界経済へのこれまで以上の参加」という解決策をたたき台に載せます。

⁵¹ Dok.386-PS, *Der Nürnberger Prozeß*, Bd.25, S.402-413.

まずアウタルキー（自給）の道はどうか。

石炭・鉄ではアルタルキー可能だが、軽金属やその他の原料（銅、錫）は不可能だとします。食糧分野ではアウタルキーははっきり「否」だと明確に否定します。生活水準の全般的な向上が需要増加を引き起こし、生産者、農民の自己需要も平行的に増加する。農業生産上昇の成果が需要増加を充足するとしても、絶対的な産増加を意味しない。土地利用の高度化による生産のさらなる上昇も合人造肥料による土壌の疲弊現象があらわれていることからして不可能だ。失業問題の解決と共に消費力が完全に作用し始めたが、これにたいし農業の国内生産では微修正が可能だけれど食糧基盤の事実上の変化は不可能だった、などと理由付けします。人口増加でカタストロフィーの可能性が増えているとします。子供が増え、しかも子供は成人よりもパンの消費量が多いのだとも。生活水準の引き下げや合理化によって長期的に食糧危機を回避しようとするのは、地球上のいかなるところでも不可能だといいます。総括的に、選択肢としての「アウタルキーは食糧分野でも、全体としても無効だ」と。

それでは世界経済へのよりいっそうの参加はどうでしょうか。これにも「克服しえない限界」があるとします。

景気変動はドイツの状態の安定的基礎と矛盾するとします。通商条約はその実質的遂行に何の保証も与えないといいます。特に抜本的に考慮に入れるべきは、第一次大戦以降、工業化がまさにかつての食糧輸出国で起きたことだといいます。われわれは経済的帝国の時代に生きているのであり、植民への衝動がふたたびはじめのころのように激しくなっているとします。ナチス・ドイツに先行していた日本の中国侵略、イタリアのエチオピア侵略を念頭において、「日本とイタリアにおける膨張的衝動には経済的な動機がある」とします。「同じようにドイツにとっても経済的な困窮が動機となるのだ」と。悪が悪を正当化する論理展開です。「大経済帝国以外の諸国にとって、経済的拡張の可能性はとりわけ困難

だ」とします。世界の経済帝国の存在を前提とし、みずからも大経済帝国を作るしかないというわけです。

軍需景気で引き起こされた世界経済の回復・活性化は、長期的な経済的調整の基礎を形成しえないとします。特に長期的な調整に立ちはだかるのは、「ボルシェヴィズムに起因する経済破壊だ」といいます。何を言いたいのか分かりませんが、反ボルシェヴィズム、ボルシェヴィズム打倒の原則を改めて確認していることははっきりしているでしょう。ついで、「外国貿易に存在の基礎をおく諸国家は軍事的には極端に弱体である。われわれの外国貿易は、イギリスによって支配された海域を越えて行われるのだから、外貨確保などという問題より、輸送の安全が重大な問題となる。ここから、戦時には、われわれの食糧事情の大きな弱点が明らかになる」と。

いよいよ結論です。「夢のように見えるかもしれない」が唯一の困難除去の方法は、これまでより大きな生存圏の獲得にあるとします。そしてこの努力こそは、古今において、国家形成と民族の運動の原因であったのだ、この努力は、ジュネーブ（国際連盟）や満足しきった諸国家においては何の関心もないことは明らかだ、とします。

領土再分割・領土再編・領土拡張の要求です。それでは、新しい領土をどこに求めるべきでしょうか。その答は『わが闘争』以来、一貫しています。すなわち、われわれの食糧状態の安全を第一にすれば、そのため必然的な空間（領土）はヨーロッパの中にのみあるとします。「自由主義的・資本主義的な見解による植民地獲得」ではだめだとします。大切なのは農業で利用可能な領土の獲得であり、原料基盤の確保という点からも、ヨーロッパの中のドイツに直接に隣接しているところに求めるべきで、「海外に求めてはならない」とします。この解決策は、「1世代から2世代にわたって」のことであって、それ以上のことがその後必要になるとしても、それはあの世代に任せなければならない、とします。

海外植民地獲得に乗り出すことも原理的に否定しているわけではありません。それは何世代も先のことだとするだけです々。

ヒトラーによれば、強固な人種的核をもつドイツ民族はヨーロッパ大陸の真っ只中に領土拡大の最良の前提条件を見出します。しかしながら、19世紀から20世紀のヨーロッパの真っ只中に無主の土地などありません。「以前にも今日も、主人のいない空間は存在しなかった。攻撃者は常に所有者にぶち当たった」のです。

とすれば生存圏拡大なるものは、「抵抗を粉碎することによって、危険を犯してはじめて」やることができます。軍事力の行使です。それはヒトラーのドイツに特異なことではないとします。ローマ帝国にまで遡って、また大英帝国の場合も、そうだったのだと思います。彼の帝国膨張の論理は、みずからの正当化の素材を古い時代、他の諸帝国からも借りてくるわけです。

それではなぜ海外植民地取得をめざすことはできないのでしょうか。彼によれば、「最小限の投入で最大限の利得をえる」ためです。そのためには、ドイツ政治の「二つの憎むべき敵、イギリスとフランス」とは戦わないことが必要だと見ます。

英仏にとってヨーロッパ内部の「強力なドイツの巨人は目の上のたんこぶ」であり、ヨーロッパ内部であれ海外であれドイツのこれ以上の強化を拒否し、その点では両国のすべての党派が一致している、とみます。

々シャハトは、防衛力としての軍事力は再建すべきだ、それによって列強の中で政治的重みを確保するとの見地でヒトラー政権に協力してきたが、ヒトラーが強引に進める軍事力の急速な拡大や過剰軍備に対して批判的であると同時に、ヒトラーと違って、原料確保の手段として、イギリスなどの了承のもとに海外植民地を手に入れることを考えていたようです。ヨーロッパでの膨張政策、東方への領土拡大を追及するヒトラーとは、その点でもはっきり対立することになった、と。Eidesstattliche Erklärung vom Redakteur Dr. Franz Reuter vom 6. Februar 1946(Nürnberger Dok. Schacht-35),in: *Der Nürnberger Prozeß*, Bd.41, S.272-282. なお、ヒトラーの「最終目標」が、ヨーロッパにおける東方大帝国の建設、世界强国の地位の確立にとどまったのか、世界支配だったのかどうかをめぐっては論争があります。Jochen Thies, *Architekt der Weltherrschaft. Die „Endziele“ Hitlers*, Düsseldorf 1976(Athenäum-Droste-Taschenbücher:7235, Düsseldorf 1980).

海外にドイツの軍事基地を設立するのは英仏にとって海上連絡に脅威である上に、ドイツ貿易の安全を意味し、それは必然的にヨーロッパにおけるドイツの地位の強化ももたらすので、英仏には脅威だとします。イギリスは「英連邦自治領の抵抗の結果」、ドイツに植民地所有の一部を割くなどはありえないとみます。アビシニアがイタリアの所有になってイギリスは威信を喪失し、その上、第一次大戦のドイツ植民地「東アフリカを返すなどは考えられない」と冷徹に判断します。イギリスの意を迎えるためには、目下のところイギリスの所有でないアンゴラのようなところで満足するしかなく、それでよろしくといわなければならないといいます。フランスについてもそうだとします。植民地返還などを真剣に議論できるのはイギリスが窮地に陥った時であり、ドイツが強力な軍備で身を固めている時で、いまはそのときではないというわけです。ヒトラーはこうして植民地帝国の英仏とは対決しないで済む路線を目指そうとします。

ヒトラーはイギリス帝国が確固不動だとみているわけではありません。大英帝国は、母国イギリスが他の諸国と一緒にになって植民地所有を防衛しているのであって、自力で防衛できているわけではないとします。カナダをアメリカの攻撃から、東アジアの権益を日本から守るためにイギリスがとっている行動を見よ、と。さらに、イギリスは、アイルランドの独立運動、インドの憲法闘争、東アジアにおけるイギリスの地位の日本による弱体化、地中海におけるイタリアとの対立などで縛られているとリアルに判断します。大英帝国は「理想的な堅固さ」にもかかわらず権力政治的に長期的には4500万人のイギリス人では維持できないのだ、とします。その弱みを持った大英帝国とは一定の条件で妥協できると見るのです。ヒトラーにとってヨーロッパにおける「権力要因」は、英仏の他は、ロシアとその周辺の小国だけです。

「ドイツ問題の解決」のためには、すなわち生存圏拡大のためには、

「ただ武力^{ガバント}の道がありうるだけだ。しかもそれは決して危険なしにはすまない」と繰り返します。フリードリヒ大王のシュレージエンをめぐる戦争、ビスマルクの対オーストリア、対フランスの戦争をみよ、「途方もない危険があった」というわけです。1870年のプロイセンの行動の迅速さがオーストリアの参戦を許さなかつたとします。

以上によって、「危険をものともせず武力を行使する決断」が大前提となります。第一次大戦後の世界が、植民地所有大国・帝国主義大国の利害対立の世界であったこと、ヒトラーもまた帝国主義国としての復権を望み、武力で実現しようとしたこと、これは改めてきちんと確認しておくべきことです。

ともあれ、武力行使の不可避性を確認し決断したとすれば、残る問題は「いつか」、「どのようにしてか」だけということになります。そこでヒトラーは武力行使の時期と方法に関して三つの事例を検討して見せます。

第一は、1943年から1945年の間です。この時期よりも後では情勢がドイツに不利になるとします。ありうるのは、むしろ1943年以前ということになります。他方、この時期までに陸海空の軍備と将校団の訓練がほぼ完了しているといいます。その装備・武器は最新で、これより遅らせると陳腐化してしまう危険があるとします。とくに「ゾンダーヴァッフェン（特殊兵器）」の秘密保護が維持できなくなるとします。また、周辺諸国がそれまでに行う軍備増強と比べればドイツは相対的に強さを失うとみます。

1943/45年までに立ち上がらなければ備蓄不足のため毎年のように食糧危機に見舞われる、それを克服するために十分な外国為替もままならない、ここに「体制の弱い要因」が見て取れると。しかも、世界はわれわれからの一撃を予期し、年々、対応措置を強化し、周辺世界が防備を固

める一方で、われわれが攻撃に追い込まれるというのです。1943/45年の情勢が実際どうなのかはだれも分からぬが、「われわれがそれより長く待つことができないことだけは確実だ」ともう一度断言します。さらにその時期判断を補強するものとして、一方では大きな国防軍の維持の必要性、ナチスの運動と指導者の老齢化があり、他方で生活水準の低下や出生率低減も見込まれ、したがってそのときまでに行動する以外の選択肢はないとしたままでした。1889年生まれのヒトラーはこの会議の時48歳です。そのヒトラーが、「もし生きているなら、遅くとも1943年/45年にドイツ領土問題を解決するとの断固たる決意」を開陳したのです。「遅くとも」です。ヒトラーの本音はそれより早く行動を起こしたいということでしょう。

そこでヒトラーは、1943/45年よりも前に行動する必要性を、事例2、事例3でさらに検討します。

ヒトラーはすでにこの会議の前年、ヴェルサイユ条約違反のラインラント進駐を決行しました。フランスにおける政治対立から人民戦線政府が成立するにいたる内政的困難を見据えて、軍人の反対ないし懸念を押し切りました。そしてそれが成功しました。この成功で彼の威信は飛躍的に高まりました。その分、軍人の発言力は弱りました。フランス内部の社会的緊張はヒトラーがさらなる行動を起こす一大要因となります。

そこで、事例2はつぎのようです。フランスにおける社会的緊張が内政危機へと発展し、その危機がフランス軍を巻き込んでしまえば、したがって、フランス軍がドイツに対する戦争から排除されてしまえば、チェコスロvakiaに対する行動のときがやってくるというのです。事例3は、フランスがどこか他の国との戦争で縛られてしまい、ドイツに対しては「進撃」できない場合です。

ドイツの軍事的政治的状態の改善のため、軍事的紛糾が起きれば、

「われわれの第一の目標はチェコと同時にオーストリアを屈服させること」だとします。それは、場合によって起きうる西部への進撃で、ドイツ軍の側面への脅威を排除するためという理由でした。フランスとの紛争においてチェコがフランスと同じ日に宣戦布告することは考えられない、しかし、ドイツが弱いと見れば、チェコで参戦意思が高まり、その介入は北東方向シュレージエン、北の方向、あるいは西の方向でありうるとします。

チェコを制圧し、ドイツ・ハンガリーの共通国境を手に入れた場合、ポーランドはドイツとフランスの紛争がおきても中立的態度をとるとみます。政権掌握後、まだ軍事的政治的に弱い立場のヒトラーはポーランドと不可侵条約を結びました。その条約は「ドイツの強さが確固としている限りでのみ」維持できるとします。ドイツが後退すれば、ポーランドのオストプロイセンへの進撃、「おそらくはポンメルンやシュレージエンへの進撃さえも」予期されるとします。

つぎに、情勢展開が1943/45年にドイツ側からの計画的な進撃を可能とする場合を仮定して、ヒトラーはフランス、イギリス、イタリア、ポーランド、ロシアの行動を分析し予測して見せます。

この検討でも、まず最初はチェコの問題です。ヒトラーはイギリス、そしておそらくはフランスもチェコを默然と断念し、いつの日かドイツによって処理されることで満足する可能性が高いとみます。大英帝国が抱える困難の数々、長期的なヨーロッパ戦争にふたたび巻き込まれるとの見通しが、ドイツに対する戦争へのイギリスの不参加を決定するとみます。このイギリスの態度は確実にフランスに影響を与えないでは置かないし、フランスの進撃はイギリスの支援なしにはほとんどありえないとします。イギリスの援助なしにはフランスのベルギー、オランダへの行軍・通過も考えられないで、フランスとの紛争時にもその点を考慮しないでいいとします。もちろん、チェコとオーストリアへの「われわ

れの攻撃の実行中」、西部にかんぬきをかけることは必要となるとします。

攻撃を考える場合、考慮すべきは、チェコの防衛措置が年毎に強さを増し、オーストリア軍の「内面的な価値」も年の経つうちに安定化していることだとします。この判断の中にもチェコ問題、オーストリア問題に早く手を付けたいヒトラーの気分がよくでています。

従って、チェコとオーストリアが手に入った場合のメリットをつぎのように強調します。

チェコの人口密度は低くはないが、チェコとオーストリアの「併合」は、「チェコから200万人、オーストリアから100万人の強制移住を行う」ことを計算に入れれば、500ないし600万人分の食糧の獲得を意味することになるとします。両国のドイツへの「編入」は短く良好な国境線をもたらし、軍事的政治的に根本的な負担軽減を意味するとします。チェコとオーストリアの軍隊を解体すれば他の目的に使えるし、約12師団までの部隊を編成する可能性もあり、その場合は、住民100万人あたり一師団ということになるとします。イタリアからチェコの除去への反対が出ることはないとみます。ヒトラーに言わせれば、両国を併合・編入すれば、ドイツにとっていいことばかりだというわけです。

ドイツの行動が意表をつき迅速であれば、ポーランドの態度に決定的に作用するとみます。ポーランドは無敵のドイツに対すれば、背後のロシアと共に戦争をはじめようなどという気を起こさないだろうと見くびります。

ロシアの軍事的介入にはドイツの作戦の「迅速性によって」対処しなければならないとします。しかし、そもそもそのようなことが考えられるかどうかは、日本の態度を考慮すれば、論外だろうとみます。ソ連・満州国境における日ソの緊張の高まり、衝突事件などからして、ヒトラーはソ連がヨーロッパでは軍事介入しないと見ていたことがわかります。

事例2、すなわち内乱でフランスが麻痺状態に陥った場合ですが、そのときは危険な敵が脱落するので、この情勢をいつなんどきでもチェコへの「一撃に利用し尽くす」ものとします。

ヒトラーは事例3、すなわちフランスがどこか第三国と戦争状態に巻き込まれる事態をより確実に近いと見ていました。それは37年11月当時の地中海における緊張の高まりでおきうると見ていました。そして、そうなればいつでも、たとえ1938年であっても利用するとの決断を示しました。事実においても、ミュンヘン危機からズステン割譲への道は1938年の夏から秋にかけて引き起こされたことでした。

1936年2月の総選挙の結果成立した人民戦線政府（共和国政府）に対するフランコ将軍のクーデターをヒトラーとムッソリーニは支援し、日本も37年にはフランコ政権を承認しました。37年4月には、自治政府をつくったバスクの町ゲルニカをドイツ空軍が爆撃しました。37年11月の会議でヒトラーは、この内乱の速やかな終結はないと見ていました。事実、フランコが最終的に勝利するのは1939年4月です。ヒトラーはフランコのこれまでの攻撃に要した時間を考え、戦争・内乱状態はあと約3年と見ていました。

ヒトラーは、フランコの100%の勝利を望んでいませんでした。その意味では戦争長期化を希望していました。それは、ヒトラー・ドイツにとって地中海の緊張持続が自國のためには有利だとみていたからです。ドイツの権力政治・戦争政策にとって有利かどうかが第一の基準です。

バレアレス諸島を巡るフランコ軍と共和国軍の戦いが続き、イタリアがバレアレス諸島に留まることになれば、フランスとイギリスは黙っていることができないとヒトラーは見ました。そこで場合によってはイタリアに対するフランスとイギリスの戦争が始まるかも知れず、その場合にはフランコがイタリアの敵の側につくことになります。そのような戦争ではイタリアが敗れることはないとします。ホスピッハ・メモにはそ

の論拠は示されていません。ヒトラーのたんなる希望的観測に過ぎないでしょう。ヒトラーは、イタリア側からの戦争指導が次のようになるだろうと見ています。イタリアがフランスに対しては西部国境で防衛的態度を取り、フランスに対する戦いをリビアから行い、北アフリカのフランス植民地所有を攻撃するだろうと。これら他国の行動についてはたんなる予測にしかすぎませんが、いずれにしろ、地中海を巡る英仏とイタリアの霸権争い・植民地争奪戦を想定しながら、ヒトラーが中欧・東欧に対する戦略を練っていたこと、ヨーロッパ全域の問題が相互に関連していたことはわかります。

ヒトラーはどのような理由かは明示されていませんが、英仏軍がイタリアの海岸線に上陸することはないと思います。またフランスがアルプス越えで北部イタリアに攻撃するのは困難だとします。フランス軍の行動の力点は北アフリカにあるとみます。イタリアの艦隊によってフランスの輸送路が脅かされ、北アフリカからフランスへのフランス軍部隊の輸送が麻痺させられるので、フランスはイタリアとドイツの国境では本国の戦闘部隊しか利用できないだろうとします。こうして、地中海を巡る争いが、ドイツのフランスとの国境への兵力配置に影響するというわけです。

そこでドイツがこうした地中海の戦争をチェコ問題とオーストリア問題の解決のために活用すれば、イギリスはイタリアとの戦争中にドイツに対する攻撃を決断できないだろうと想定できるとします。そして、イギリスの支援がなければ、フランスのドイツに対する戦争もありえないだろうというのです。

ヒトラーはチェコとオーストリアへの攻撃は、英仏伊3国の戦争の推移を見て行わなければならず、3国の戦争が勃発したと同時ではありませんといいます。ヒトラーは、イタリアと軍事協定を結ぶつもりはなく、独立的に、絶好の機会を利用してチェコに対する征戦を開始し遂行する

とします。その際、チェコへの襲撃は「電撃的に迅速に」行うべきものとしました。

英仏とは戦争にならないとみる以上のような都合のいい一面的なヒトラーの判断に関しては、戦争大臣フォン・プロンベルク、陸軍最高司令官フォン・フリッチが繰り返し疑惑を呈します。具体的にたとえばイタリアとのアルプス国境でフランス軍は20個師団配備可能で、西部国境におけるフランスの圧倒的な優位がまだついているとします。したがって、ラインラントへのフランスの進駐が考えられるというわけです。フランスは軍隊の動員においても優位に立っているとみななければならず、さらにはドイツの要塞施設が目下のところ取るに足りない価値しかないことを別としても、西部に予定されているドイツの4つの機械化師団が多かれ少なかれ移動不可能だということも考慮しなければならないとします。

ドイツの南東（チェコとオーストリア）への攻撃に関しても、フォン・プロンベルクはチェコの要塞の強さを指摘し、その構造はマジノラインのようなもので、ドイツの攻撃がきわめて困難だと指摘します。フォン・フリッチもまさにこの冬の研究で、チェコの要塞システムをどうしたら打ち破れるかを特に考慮してチェコに対する作戦指導の可能性を検討させているとします。外部大臣フォン・ノイラートも、イタリアと英仏の紛争勃発はまだヒトラーが考えているほど（上でみたようにヒトラーは1938年夏にもといっているのですが）そんなに近くないだろうと、異論を唱えます。

イギリスとフランスの態度に関してフォン・プロンベルクとフォン・フリッチから出された懸念に対しても、ヒトラーは自分の主張を繰り返すだけです。「イギリスの不参加を確信しており、したがってフランスのドイツに対する戦闘活動は信じない」と。議論になっている地中海紛争がヨーロッパの全般的な動員を引き起こしたら、「われわれの側は直ち

にチェコに立ち向かう」とします。ただ、戦争に参加しない列強が無関心を表明すれば、ドイツもさしあたりはその態度にしたがうとします。しかし、ヒトラーの主張の全体の流れからすれば、たとえ英仏との緊張が高まっても、チェコへの武力行使の意思は固いというところでしょう。しかもそれは、ヒトラーの「わが闘争」以来の一貫した東方への領土拡大戦略のたんなる前提条件（民族的な中核部分の強化）にしか過ぎなかったのです。

付記：本稿は、2004－2006年度・科学研究費助成金・基盤研究（B）「戦争と復興—占領と戦後再建の比較社会経済史—」の研究成果の一部である。

横浜市立大学学術研究会会則

授・専任講師および助手

五 委員長 委員会において互選する。

六 幹事 若干名 評議員会の決議

第一条 本会は、横浜市立大学学術研究会と称する。

第二条 本会は、社会科学・人文科学および自然科学についての会員の各部門研究、

総合研究およびその発表の達成、機関誌

「横浜市立大学論叢」の発行、その他各種の研究ならびに発表の行事を行うこと

を目的とする。

第三条 本会の事務所は、横浜市金沢区瀬戸二番二号横浜市立大学研究室内に置く。

本会は左の会員をもつて組織する。

第四条 一 普通会員 本学商学部・国際文化学部・理学部・医学部進学課程学生、

大学院経済学研究科・経済学研究科・

総合理学研究科・国際文化研究科・

二 卒業生会員 本学卒業生並びに横浜市立経済専門学校卒業生

三 特別会員 本学学長・商学部・国際文化学部・理学部・経済研究所・木原生物医学研究所・総合理学研究科の木原生物学者、助教授・専任講師および助手

四 賛助会員 本会の事業を賛助する者

名譽教授、退職教員、非常勤講師等については賛助会員に準する。

第五条 本会に左の権限を設ける。

第六条 本会に左の役員を置く。

第七条 本会は、毎年一回開催する。

第八条 本会会員は、次の如く会費を負担するものとする。

一 普通会員 年額二千円、入会に際して入会金として三千円

二 卒業生会員 年額六千円

三 特別会員 月額 教授一五〇〇円、

助教授・専任講師一〇〇〇円、助手

五〇〇円

四 賛助会員 応分の寄付 (年額一口

一万円以上)

第九条 本会会員は、本会における研究ならびに発表の行事に参与し、機関誌その他の刊行物の頒布を受ける。

第十条 本会の会則年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終るものとする。

第十二条 この会則を改正しようとするときは、評議員会において、評議員の三分の二以上の者が出席してその過半数の議決を経ることを要する。

第十三条 本会は、平成九年四月一日から施行する。

横浜市立大学論叢

人文科学系列

第五十八卷 第一・二 合併号
一一〇六

平成十九年三月一日 印刷
平成十九年三月一日 発行

横浜市立大学学術研究会

編集兼发行人 ブルース・ストロナク
印 刷 所 内村印刷株式会社
発 行 所 横浜市立大学学術研究会

〒223-1100五五

横浜市金沢区瀬戸二番二号

電話 〇四五二六二一七九六一
郵便番号 223-1100五五
横浜市中区末吉町一丁目十二番地
印 刷 所 内村印刷株式会社
発 行 所 横浜市立大学学術研究会

©横浜市立大学学術研究会

三 評議員 商学部・国際文化学部、
理学部・経済研究所・木原生物医学研
究所・総合理学研究科の教授・助教
授

四 付則
この会則は、平成九年四月一日から施行する。

THE BULLETIN OF YOKOHAMA CITY UNIVERSITY

Humanities

Vol.58 No.1 · 2, 2006

Contents

A Review of the History of Korean Christianity and its Characteristics	KURAMOCHI, Kazuo ...	1
The Road to Auschwitz-Birkenau (1)	NAGAMINE, Michiteru ...	55
The göttliche Gott and its descendants	MIKAMI, Shinji ...	97
Une violence du discours d'information : l'articulation de processus d'information et de catégorisation	ISHIKAWA, Fumiya ...	125
American King Lear's Choice: Man and Nature in Jane Smiley's <i>A Thousand Acres</i>	NISHIMURA, Akiyo ...	141
John Brinckmans Märchennovelle <i>Höger up</i> (2)	Bernd SCHACHT ...	159
The Inscriptions on Miraculous Legends of Tibetan Buddhism Described by the Confucian Literati in the Renzong Period of the Yüan Dynasty.	OTOSAKA, Tomoko ...	173

Published by
Arts and Science Society of Yokohama City University
22-2 Seto, Kanazawa-ku, Yokohama 236-0027, Japan